

福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）実施要綱

平成 31 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

第 1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け、府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第 3 の 6 に規定する既存ストック活用まちづくり支援として行う既存ストック活用まちづくり支援事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、避難したこと等により発生した空き地・空き家等の既存ストックを有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を一括して支援することにより、官民連携のエリアマネジメントの取組を促進するとともに、空き地・空き家等の利活用・流動化を促し、地域の復興・再生のまちづくりを加速化させることを目的とする。

第 3 定義

1 既存ストック活用まちづくり支援事業等

この要綱において、「既存ストック活用まちづくり支援事業等」とは、第 2 に定める目的を達成するため、第 4 に定めるところにより避難指示・解除区域市町村（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項に規定する「避難指示・解除区域市町村」をいう。以下同じ。）が作成した既存ストック活用まちづくり支援に関する計画（以下「既存ストック活用まちづくり支援事業計画」という。）に基づく事業又は事務（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

2 官民連携プラットフォーム

この要綱において、「官民連携プラットフォーム」とは、空き地・空き家等の既存ストックを有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を行うため、次の各号に掲げる者から構成され、必要に応じて、優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）又は団体による参画や支援を受けている協議組織をいう。

一 特定復興再生拠点区域市町村（避難指示・解除区域市町村のうち、特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第17条の2に規定する「特定復興再生拠点区域復興再生計画」をいう。以下同じ。）を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた市町村。以下同じ。）

二 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、独立行政法人、会社、地域団体等

また、官民連携プラットフォームが必要と認めるときは、官民連携プラットフォームに、関係行政機関、公共交通事業者等、都市開発事業を施行する民間事業者、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者及び公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等を加えることができる。

第4 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の作成及び提出

1 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の作成

避難指示・解除区域市町村は、単独又は共同で既存ストック活用まちづくり支援事業計画を作成する。

2 対象地域

既存ストック活用まちづくり支援事業計画の作成の対象となる地域は、避難指示・解除区域市町村とする。

3 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の提出

交付金を充てて既存ストック活用まちづくり支援事業等を実施しようとする避難指示・解除区域市町村は、次に掲げる事項を記載した既存ストック活用まちづくり支援事業計画（様式1－1、様式1－2、様式1－3及び様式1－4）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 計画の区域

二 計画の目標

三 事業概要並びに地域の復興・再生のまちづくり、空き地・空き家等の既存ストックの状況及び地域の帰還環境整備との関係

- 四 事業に要する費用
- 五 事業の実施主体
- 六 その他必要な事項

4 計画期間

既存ストック活用まちづくり支援事業計画に記載する計画期間は、原則、平成31年度から令和7年度までのうち、避難指示・解除区域市町村が設定するものとする。ただし、別表1に掲げる事業ごとの性質又は避難指示等に伴い復興・再生に遅れが生じている地域の状況に鑑み、内閣総理大臣が特に必要があると認める場合には、この規定によらず個別に定めることができる。

5 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の添付書類

既存ストック活用まちづくり支援事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 既存ストック活用まちづくり支援事業等を実施する地区、当該地区ごとに行う事業の内容が具体的に分かる資料
- 二 既存ストック活用まちづくり支援事業等に要する費用の算出に係る基礎資料
- 三 既存ストック活用まちづくり支援事業等の実施に係る工程表（i 法手続・許認可等、ii 地域等の合意形成、iii 調査・測量・設計、iv 用地買収、v 工事、vi その他必要な事項について記載した月次工程表）（参考様式）
- 四 その他必要な書類

6 既存ストック活用まちづくり支援事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

避難指示・解除区域市町村が作成する既存ストック活用まちづくり支援事業計画及び実施する既存ストック活用まちづくり支援事業等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 既存ストック活用まちづくり支援事業計画と復興・まちづくり計画との関係

既存ストック活用まちづくり支援事業計画は、復興計画、復興整備計画、帰還・移住等環境整備事業計画、総合計画、都市計画マスタープラン等、復興やまちづくりに係る計画との整合が図られていると認められること。

- 二 空き地の利活用又は空き家等の改修による公的施設整備

第5の1の（1）の②及び③に規定する空き地の利活用又は空き家等の改修による公的施設整備により整備しようとする施設については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 帰還する住民のコミュニティの醸成及び生活環境の向上、又は新たな住民の移住促進等に資する、地域の実情を考慮した独自性のあるものとなるよう計画されていると認められること。
- ② 既存の市街地が形成されている地域であって、当該施設周辺のまちづくりへの波及効果を考慮した立地とすること等により、地域の復興・再生のまちづくりに資するよう計画されていると認められること。
- ③ 避難指示・解除区域市町村若しくは帰還・移住等環境整備推進法人が行う空き地・空き家等の実態把握、対策検討、所有者探索等に係る調査（国又は福島県が費用の全部又は一部を負担するものに限る。）又はそれと同等と認められる調査を終えた地域において、当該調査結果を踏まえて計画されていると認められること。
- ④ 当該施設への交通の利便性を考慮した立地とすること等により、利用圏内の住民等に広く利用されるよう計画されていると認められること。なお、一の市町村の区域を超える広域の利用が見込まれる施設にあっては、その内容について福島県や関係市町村と必要な調整がなされていると認められること。
- ⑤ 福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）により整備された同様の公的施設が近隣に立地していないと認められること。

三 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討

第5の1の(1)の④に規定する官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 実施主体が、会計処理を適切に行うことができる体制を有すること。
- ② 事業の内容が既存ストックを活用した地域の復興・再生のまちづくりに資するものであること。
- ③ 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手や関係者の参画・連携が見込まれ、事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であること。
- ④ 優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）又は団体の参画や支援を受けることを検討すること。
- ⑤ 事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。

四 官民連携プラットフォームの検討に基づく社会実験

第5の1の(1)の⑤に規定する官民連携プラットフォームの検討に基づく社会実験については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 実施主体が、会計処理を適切に行うことができる体制を有すること。
- ② 事業の実施が、既存ストックを活用した地域の賑わいや魅力の創出

に効果があると期待されるものであること。

- ③ 事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。

五 事業の妥当性及び効率的な予算執行

事業の内容及び方法が、第2に規定する事業の目的に照らして適切であり、可能な限り効率的なものとなるよう計画されていると認められること。

8 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の変更

避難指示・解除区域市町村は、既存ストック活用まちづくり支援事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の既存ストック活用まちづくり支援事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、四又は五の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の既存ストック活用まちづくり支援事業計画を提出すれば足りることとする。

- 一 既存ストック活用まちづくり支援事業等の新設又は廃止を申請する場合
- 二 既存ストック活用まちづくり支援事業等のいずれかの事業又は事務について、既存ストック活用まちづくり支援事業計画における総交付対象事業費を増額する場合
- 三 交付決定単位又は既存ストック活用まちづくり支援事業計画の交付金交付額の変更を申請する場合
- 四 第10の1に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の既存ストック活用まちづくり支援事業計画の提出にあわせ、様式3を添付することとする。）
- 五 その他の変更の場合

第5 既存ストック活用まちづくり支援事業等

避難指示・解除区域市町村は、次に掲げる基幹事業及び効果促進事業等のうち、既存ストック活用まちづくり支援事業計画に定めた目標を実現するために必要となる事業又は事務を当該計画に記載する。その際、既存ストック活用まちづくり支援事業計画に記載された地域における空き地・空き家等の既存ストックの状況及びそれにより生じている地域の復興における支障とそれらの事態に対応するために必要となる事業又は事務との関係について、当該計画において記載するものとする。

なお、別表2の左欄に掲げる各事業については、避難指示・解除区域市町村のうち、避難指示区域、旧緊急時避難準備区域以外の地域で事業を行う場合には、同表の右欄に掲げる事項を併せて記載するものとする。

1 基幹事業

(1) 対象事業

既存ストック活用まちづくり支援事業計画の目標を実現するために実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業とする。

① インспекション

避難指示・解除区域市町村が自ら実施し、又は避難指示・解除区域市町村が帰還・移住等環境整備推進法人に補助金を交付して帰還・移住等環境整備推進法人が実施するものであって、市場に流通する見込みのある空き家等に対する建物状況調査をいう。

② 空き地の利活用による公的施設整備

避難指示・解除区域市町村が自ら実施し、又は避難指示・解除区域市町村が帰還・移住等環境整備推進法人に補助金を交付して帰還・移住等環境整備推進法人が実施するものであって、帰還する住民のコミュニティの醸成及び生活環境の向上、又は新たな住民の移住促進等に資する、コミュニティ広場、コミュニティ菜園、緑地等の用に供するため行う整備（用地の取得及び建物の除却を除く。）をいう。

③ 空き家等の改修による公的施設整備

避難指示・解除区域市町村が自ら実施し、又は避難指示・解除区域市町村が帰還・移住等環境整備推進法人に補助金を交付して帰還・移住等環境整備推進法人が実施するものであって、帰還する住民のコミュニティの醸成及び生活環境の向上、又は新たな住民の移住促進等に資する、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う当該空き家等の取得（用地の取得を除く。）、移転、増築、改築等をいう。

④ 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討

特定復興再生拠点区域市町村が自ら実施し、又は特定復興再生拠点区域市町村が帰還・移住等環境整備推進法人に補助金を交付して帰還・移住等環境整備推進法人が実施するものであって、

- ・官民連携プラットフォームの構築のために行う、組織・運営体制の検討、専門人材等の候補の選定及び招聘並びに構築後の組織運営等
- ・官民連携プラットフォームにおける、地域の復興・再生のまちづくりに関するコンセプトの検討、既存ストックを活用した地域の賑わいや魅力の創出に資することが見込まれる取組についての先進事例の収集・分析、需要調査、地権者等の意向把握及びアイデアの募集・検討等

をいう。

⑤ 官民連携プラットフォームにおける検討に基づく社会実験

特定復興再生拠点区域市町村が自ら実施し、又は特定復興再生拠点区域市町村が帰還・移住等環境整備推進法人又は官民連携プラットフォームを構成する者（特定復興再生拠点区域市町村及び帰還・移住等環境整備推進法人を除く。本号及び第 13 において同じ。）に補助金を交付して帰還・移住等環境整備推進法人又は官民連携プラットフォームを構成する者が実施するものであって、官民連携プラットフォームにおける検討に基づく、既存ストックを活用した地域の賑わいや魅力の創出に資することが見込まれる試行的な取組の実施及び効果の検証をいう。

（２）交付額

基幹事業の交付額は、当該事業の交付対象事業費に、基本国費率を乗じて得られる額とする。交付対象事業費及び補助率等は、別表 1 に掲げる基幹事業を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）が交付要綱等で定めるものとする。

２ 効果促進事業等

（１）対象事業

既存ストック活用まちづくり支援事業計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務とする。ただし、原則として、次に掲げるものを除く。

- ① 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務
- ② 別途国の負担又は補助を得て実施する事業又は事務
- ③ 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務

なお、内閣総理大臣は、既存ストック活用まちづくり支援事業等に関する配分計画を作成するに当たっては、効果促進事業等を避難指示・解除区域市町村がその創意工夫を発揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮しつつ、当該事業の公益性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案する。

（２）基幹事業との関連性

効果促進事業等の実施を要望する避難指示・解除区域市町村は、既存ストック活用まちづくり支援事業計画において、実施される効果促進事業等と基幹事業との関連性を合理的に説明することとする。

(3) 交付の対象となる事業費の総額及び交付金の交付額

効果促進事業等の事業費の総額は、既存ストック活用まちづくり支援事業計画ごとに交付担当大臣の所管する基幹事業の交付対象事業費の合計額に、0.35 を乗じて得られる額を上限とし、避難指示・解除区域市町村ごとに算定する。

また、効果促進事業等の交付額は、当該事業の事業費に 0.8 を乗じて得られる額とする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村から既存ストック活用まちづくり支援事業計画の提出を受けた場合には、既存ストック活用まちづくり支援事業等に要する経費について、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる既存ストック活用まちづくり支援事業等ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、避難指示・解除区域市町村における既存ストック活用まちづくり支援事業計画に基づく既存ストック活用まちづくり支援事業等の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第7 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、既存ストック活用まちづくり支援事業計画を提出した避難指示・解除区域市町村に対し、第6により作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第8 交付決定単位

交付決定単位は、避難指示・解除区域市町村ごととする。

第9 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた避難指示・解除区域市町村は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、避難指示・解除区域市町村が複数の既存ストック活用まちづくり支援事業に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、既存ストック活用まちづくり支援事業ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第10 交付金の執行

1 事業間の流用

避難指示・解除区域市町村は、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

2 交付決定前の着手

(1) 交付可能額通知後の交付決定前の着手

避難指示・解除区域市町村は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に既存ストック活用まちづくり支援事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書(様式4)を交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(2) 交付可能額通知前の交付決定前の着手

避難指示・解除区域市町村は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、既存ストック活用まちづくり支援事業等に着手する必要がある場合には、当該事業が基幹事業である場合に限り、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書(様式5)を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

3 費用の縮減

既存ストック活用まちづくり支援事業等の実施主体は、当該既存ストック活用まちづくり支援事業等の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

第11 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の実績等に関する評価及び公表

1 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の公表

避難指示・解除区域市町村は、既存ストック活用まちづくり支援事業計画を内閣総理大臣に提出し、交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した既存ストック活用まちづくり支援事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第4の6の既存ストック活用まちづくり支援事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の既存ストック活用まちづくり支援事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣又は避難指示・解除区域市町村は、修正前の既存ストック活用まちづくり支援事業計画を公表することができるものとする。

2 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の進捗状況の報告及び公表

避難指示・解除区域市町村は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から既存ストック活用まちづくり支援事業計画の期間の終了の日の属する年度（以下「計画終了年度」という。）までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、既存ストック活用まちづくり支援事業計画の進捗状況を把握し、様式 6 により、既存ストック活用まちづくり支援事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

3 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の実績に関する評価及び公表

避難指示・解除区域市町村は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の 12 月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び当該計画に基づく既存ストック活用まちづくり支援事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。避難指示・解除区域市町村は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

4 公表の方法

避難指示・解除区域市町村は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第 12 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第 13 その他

1 その他既存ストック活用まちづくり支援事業等の要件、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。

2 本要綱に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、復興庁に提出するものとする。その際の提出窓口は、福島復興局とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和３年４月１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の実施要綱第４の３の規定に基づき提出された既存ストック活用まちづくり支援事業計画については、なお、改正前の要綱の規定を適用する。

別表 1

番号	交付対象事業		交付担当大臣	交付担当大臣 が所管する関係行政機関
A-1	基幹事業	インスペクション	内閣総理大臣	復興庁
A-2		空き地の利活用による公的施設整備		
A-3		空き家等の改修による公的施設整備		
A-4		官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討		
A-5		官民連携プラットフォームにおける検討に基づく社会実験		
◆（関連する基幹事業番号）	効果促進事業		内閣総理大臣	復興庁

別表 2

交付対象事業	事業計画に記載が必要な事項
A-1 インスペクション A-2 空き地の利活用による公的施設整備 A-3 空き家等の改修による公的施設整備 A-4 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討 A-5 官民連携プラットフォームにおける検討に基づく社会実験	避難指示・解除区域市町村のうち、避難指示区域、旧緊急時避難準備区域以外の地域で事業を行う場合には、第5における「既存ストック活用まちづくり支援事業計画に記載された地域における空き地・空き家等の既存ストックの状況及びそれにより生じている地域の復興における支障とそれらの事態に対応するために必要となる事業または事務との関係」について、当該事業と避難指示区域又は旧緊急時避難準備区域のまちづくりとの関係について併せて記載するものとする。

(様式 1－1)

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣 殿

対象市町村等の長の氏名

(公 印 省 略)

既存ストック活用まちづくり支援事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）実施要綱第 4 の 3 の規定に基づき、既存ストック活用まちづくり支援事業計画（令和 ～ 年度）を提出します。

※以降に、計画の区域、計画の目標、事業概要並びに地域の復興・再生のまちづくり、空き地・空き家等の既存ストックの状況及び地域の帰還環境整備との関係、事業に要する費用、事業の実施主体、その他必要な事項を簡潔に記載願います。

(別 紙)

計画の目標
計画の区域
※計画の区域及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。 ※空き地の利活用又は空き家等の改修による公的施設整備については、既存の市街地が形成されている地域であって、実態把握、対策検討、所有者探索等に係る調査を終えた地域において計画されていることがわかる資料も添付してください。(実施要綱第4の6の二の②及び③)

（様式1－2）

福島県〇〇市(町村)

既存ストック活用まちづくり支援事業計画に基づく事業等

令和 〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注2)	事業名 (注3)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体		総交付対象 事業費 (注4)	各年度の交付対象事業費 (注5)						全体事業費 (注6)	全体事業 期間	備 考 (注7)
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
1	A - -					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
2	A - -					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
3	A - -					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
4	A - -					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
5	A - -					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
				合 計		前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>			
				(うち基幹事業)		前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>			
				(うち効果促進事業等)		前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>			

県名	福島県	担当部局名(注8)		担当者氏名(注8)	
市町村名(注8)		電話番号(注8)		メールアドレス(注8)	

- (注1) 桃色塗りつぶり欄が記入欄。その他の欄は自動計算されるため記入不要。
- (注2) 「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- また、令和4年4月1日の改正以前の対象事業「実態把握、対策検討、所有者探索等に係る調査」については、「X-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」となるよう記載する。
- (注3) 「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注4) 「総交付対象事業費」は、上段()書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。また、「総交付対象事業費」は、各年度の交付決定額及び今回の申請の和となる。
- (注5) 「各年度の交付対象事業費」は、上段()書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
- (注6) 「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。(ただし用地費など交付対象外費用は含めない)
- (注7) 事業間流用を行った場合には、「備考」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
- (注8) 共同で作成する場合においては、「担当者氏名」等は共同で作成する対象市町村等の担当者を並べて記載する。

(様式 1 - 3)

福島県〇〇市(町村)既存ストック活用まちづくり支援事業計画に基づく事業等個票

令和〇年〇月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名		事業番号	
交付団体			事業実施主体		
総交付対象事業費		(千円)	全体事業費	(千円)	
事業概要					
○事業の概要					
○既存ストック活用まちづくり支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性(実施要綱第4の6の一) ※復興・まちづくり計画の該当箇所を添付してください。					
当面の事業概要					
＜令和〇年度＞					
＜令和〇年度＞					
地域の復興・再生のまちづくり、空き地・空き家等の既存ストックの状況及び地域の帰還環境整備との関係					
【共通】					
○地域の復興・再生のまちづくりとの関係					
○空き地・空き家等の既存ストックの状況					
○地域の帰還環境整備との関係					
【空き地の利活用又は空き家等の改修による公的施設整備】					
○帰還する住民のコミュニティの醸成及び生活環境の向上、又は新たな住民の移住促進等に資するものとなるよう計画されていること(実施要綱第4の6の二の①)					
○地域の実情を考慮した独自性のあるものとなるよう計画されていること(実施要綱第4の6の二の①)					
○地域の復興・再生のまちづくりに資するよう計画されていること(実施要綱第4の6の二の②)					
○実態把握、対策検討、所有者探索等に係る調査結果を踏まえて計画されていること(実施要綱第4の6の二の③)					

○利用圏内の住民等に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第４の６の二の④） ○同様の公的施設が近隣に立地していないこと（実施要綱第４の６の二の⑤） 【官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討】 ○既存ストック活用まちづくり支援事業計画の作成主体が、会計処理を適切に行うことができる体制を有すること（実施要綱第４の６の三の①） ○事業の内容が既存ストックを活用した地域の復興・再生のまちづくりに資するものであること（実施要綱第４の６の三の②） ○事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手や関係者の参画・連携が見込まれ、事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であること（実施要綱第４の６の三の③） ○優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）又は団体の参画や支援を受けることを検討すること（実施要綱第４の６の三の④） ○事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること（実施要綱第４の６の三の⑤） 【官民連携プラットフォームの検討に基づく社会実験】 ○既存ストック活用まちづくり支援事業計画の作成主体が、会計処理を適切に行うことができる体制を有すること（実施要綱第４の６の四の①） ○事業の実施が、既存ストックを活用した地域の賑わいや魅力の創出に効果があると期待されるものであること（実施要綱第４の６の四の②） ○事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること（実施要綱第４の６の四の③）
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1－4)

福島県〇〇市(町村) 既存ストック活用まちづくり支援事業計画 令和〇年度 既存ストック活用まちづくり支援事業等

令和〇年〇月時点										
(単位:千円)										
No.	事業番号 (注2)	事業名 (注3)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	基本 国費率 (a) (注4)	当該年度(注4)			備 考
							交付対象事業費 (b)		うち交付金交付額 基幹事業の場合 (c)=a×b (注5) 効果促進事業等の場合 (d)=0.75c	
1	A - -						前回まで 今回 計	<0>	<0>	
2	A - -						前回まで 今回 計	<0>	<0>	
3	A - -						前回まで 今回 計	<0>	<0>	
4	A - -						前回まで 今回 計	<0>	<0>	
5	A - -						前回まで 今回 計	<0>	<0>	
						合計額	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。

(注4)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注5)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(様式 2)

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣 殿

対象市町村等の長の氏名

(公 印 省 略)

既存ストック活用まちづくり支援事業計画の変更について

令和〇年〇月〇日付けで提出した〇〇市（町村）既存ストック活用まちづくり支援事業計画について、福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）実施要綱第 4 の 8 の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式3) 令和〇年度 〇〇市（町村）既存ストック活用まちづくり支援事業計画に係る事業間流用届

提出者名：_____

①事業間流用を行った場合 (単位：千円)

No.	事業名	事業番号	交付決定時点	年度終了時点	流用額 (c)	備 考
			本年度に交付される交付額 (a)	本年度に充当した交付額 (b)		
合 計						

(注) 「本年度に交付される交付額 (a)」欄には、交付決定の変更を行った場合は最終の交付決定の額を記載する。
(注) 「流用額 (d)」には、他事業に流用した額を記載する。他事業から流用があった場合にはマイナスで表記する。

②同一対象市町村等が策定した計画間で事業費の流用を行った場合 (単位：千円)

事業費の流用を行う計画名	流用額	備 考

(注) 実施要綱第10の1を適用する場合に記入する。

(様式4)

令和○年○月○日

内閣総理大臣 殿

対象市町村等の長の氏名

(公 印 省 略)

令和○年度 福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）

交付決定前着手申請書

令和○年○月○日付け○○○○で交付可能額通知を受けた○○市（町村）既存ストック活用まちづくり支援事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

対象市町村等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該既存ストック活用まちづくり支援事業等に着手するものとする。

(様式5)

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣 殿

対象市町村等の長の氏名

(公 印 省 略)

令和〇年度 福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）

交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 既存ストック活用まちづくり支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

対象市町村等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該既存ストック活用まちづくり支援事業等に着手するものとする。

(様式6)

令和○年○月○日

内閣総理大臣 殿

対象市町村等の長の氏名

(公 印 省 略)

令和○年度既存ストック活用まちづくり支援事業計画の
進捗状況の報告について

令和○年度既存ストック活用まちづくり支援事業計画について福島再生加速
化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）実施要綱第11の2の規定に基づ
き、別添のとおり進捗状況を報告します。